

介護応援宣言

1.介護に関して何でも相談できる優しい職場風土づくりに努めます。

○「ワーク・ライフ・バランス」の趣旨及び仕事と介護の両立を支援する
当院の方針を職員へ伝え、相談しやすい環境を整えます。

○人事異動等による代替要員の確保または職場全員の助け合いにより
カバーします。

○介護に関する相談窓口を設置します。

2.家族の介護を要する職員には、勤務時間の変更、介護休暇・介護休業など、
介護に関する働き方についての配慮を行います。

○時間外勤務や夜勤、早出、遅出、休日勤務を免除します。

○1日2時間の範囲内の勤務で介護時短勤務ができます。

○1年間に5日間の有給の特別休暇を付与します。

3.希望に応じて雇用形態の変更や再雇用などの働き方への配慮に努めます。

○パートに雇用形態を変更するなど柔軟な対応を行います。

○介護を理由に退職した職員を再雇用するなど、働き方への配慮に努めます。